

生存権裁判を支えるしまねの会を結成

愛媛の会、鈴木静会長が記念講演

5月31日（土）松江市のいきいきプラザ島根で生存権裁判を支えるしまねの会結成総会が43名の参加で開催されました。

冒頭、生存権裁判を支える愛媛の会鈴木静会長が「生存権裁判に勝つ！そして社会をかえる」と題して講演されました。

講演では、生存権裁判をたたかう意義について、この間、母子加算を復活させたこと、2007年度の基準引き下げを阻止したこと、2013年度からの生活保護基準引き下げの一斉審査請求運動の原動力になったこと、などを挙げ、裁判では連戦連敗だが、裁判所の外でのたたかいが世論をつくり、社会をかえることにつながると強調されました。また、原告のいない県での支援する会の取り組みについても、愛媛での豊富な経験を語られ、講演会や学習会などを通して、声を上げられずに困っている人たちと結びつくことが大事、今は母子家庭の方々との連帯を模索していると紹介されました。最後に、大飯原発の再稼働を認めない画期的な地裁判決で弁護士が掲げた「司法は生きていた」の垂れ幕を紹介され、生存権裁判でも、やはり勝ちたい。と締めくくられました。



7月に自治体キャラバンに取り組むなどの活動方針を確認

結成総会では会則、活動方針と予算、役員体制を確認しました。

<活動方針>

- ①ピラや宣伝物で、裁判支援を訴える。
- ②署名や募金活動に取り組む。
- ③7月に自治体キャラバンに取り組む。
- ④生存権裁判への理解を深め、生存権保障に関わる学習会や集会を行う。
- ⑤『朝日訴訟から生存権裁判へ』の書籍を普及する。



右から（都田、光谷、平田、板垣）

<役員体制>

会長：光谷香朱子（弁護士・岡崎法律事務所）

事務局長：平田 保（島根民医連事務局長）

事務局次長：板垣治之（松江生健会事務局長）

都田哲治（しまね労連事務局長）

社会保障制度改善求める
生存権裁判「支える会」結成

生活保護費の老齢加算を20番目、結成総会では、愛媛が廃止したのは生存権を保障する憲法に反するとして、処分取り消しを求める各地の訴訟を支援する会が31日、松江市で結成された。県内に原告はいないが、敷しを増す社会保障制度の改善を求めることが狙いだ。

会は「生存権裁判を支えるしまねの会」で、全国で

生活実態を見ていない裁判所を動かさず、活動の意義を述べた。

会長に就いた光谷香朱子弁護士は「社会保障を身近に学べる場を作り、当事者と結びついていきたい」と語った。（小岸川雄平）

二コーズ短信

◆津和野で34・3度 6地点で5月最高気温 高気圧に覆われた日、津和野で34・3度など、県内各地で気温が上がり、19観測所のうち、30・3度の飯南町、28・1度の隠岐の島町、27度の6地点で5月の観測